



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月3日火曜日 第2044号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	158
指定介護予防サービス事業者の指定.....	158
指定介護療養型医療施設の指定.....	159
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	159
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	159
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	159
指定居宅サービス事業の廃止.....	160
指定介護予防サービス事業の廃止.....	160
指定介護療養型施設の指定の辞退.....	160
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	161
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	161

都市計画事業の施行（3件）.....	161
土地改良事業の工事完了の届出.....	162
土地改良区役員の就退任の届出.....	162
道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）.....	163
道路の供用開始（ " ）.....	163
道路の位置の指定.....	163

### 公 告

技能検定の実施（2件）.....	163
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	165

### 監査公表

住民監査請求に係る監査結果の公表.....	166
-----------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第 266 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年3月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107194	株式会社アコンプリシー	愛媛県松山市天山三丁目12番10号	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム笑歩会天山	愛媛県松山市天山三丁目12番10号	平成21年1月4日
3871300467	株式会社トータル・ライフサービス愛媛	愛媛県四国中央市三島中央一丁目1番85号	訪問介護	訪問介護事業所ケアライフ	愛媛県四国中央市三島中央一丁目1番85号	平成21年1月10日
3870107202	株式会社エコジャパン	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	特定福祉用具販売	介護用品の専門店はっぴー	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	平成21年1月15日
3870601006	エンジョイライフ株式会社	愛媛県西条市北条472番地3	通所介護	シグナルケアステーション	愛媛県西条市北条472番地3	平成21年1月15日

### ○愛媛県告示第 267 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年3月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107194	株式会社アコンプリシー	愛媛県松山市天山三丁目12番10号	介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム笑歩会天山	愛媛県松山市天山三丁目12番10号	平成21年1月4日
3871300467	株式会社トータル・ライフサービス愛媛	愛媛県四国中央市三島中央一丁目1番85号	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ケアライフ	愛媛県四国中央市三島中央一丁目1番85号	平成21年1月10日
3870107202	株式会社エコジャパン	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	特定介護予防福祉用具販売	介護用品の専門店はっぴー	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	平成21年1月15日
3870601006	エンジョイライフ株式会社	愛媛県西条市北条472番地3	介護予防通所介護	シグナルケアステーション	愛媛県西条市北条472番地3	平成21年1月15日

○愛媛県告示第 268 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第48条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定した。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定介護療養型医療施設		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3810510788	医療法人せいた循環器内科	愛媛県新居浜市横水町 2 番 51 号	介護療養型医療施設	せいた循環器内科	愛媛県新居浜市横水町 2 番 51 号	平成21年 1月 1日

○愛媛県告示第 269 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870102427	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市南高井町18-1	通所介護	アシストジャパンデイサービスセンター 1 号館	愛媛県松山市久米窪田町1164-3	愛媛県松山市久米窪田町713-1	平成21年 1月 4日
3870104704	有限会社コンシェルジュ	愛媛県松山市和田甲53番地 1	訪問介護	ヘルププラザももたろう	愛媛県松山市和田甲 53 番地 1	愛媛県松山市高浜町一丁目乙 60 - 150	平成21年 1月 5日
3870104712	有限会社コンシェルジュ	愛媛県松山市和田甲53番地 1	通所介護	ケアスペースももたろう	愛媛県松山市和田甲 53 番地 1	愛媛県松山市高浜町一丁目乙 60 - 150	平成21年 1月 5日
3870600941	株式会社バリュースード	愛媛県西条市氷見丙444番地 1	福祉用具貸与	株式会社バリュースード	愛媛県西条市北条 23 1 番地 1	愛媛県西条市大町 11 76 - 1	平成21年 1月 5日
3870600941	株式会社バリュースード	愛媛県西条市氷見丙444番地 1	特定福祉用具販売	株式会社バリュースード	愛媛県西条市北条 23 1 番地 1	愛媛県西条市大町 11 76 - 1	平成21年 1月 5日
3870501388	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市宮原町12番 21 号	訪問介護	ライフケア	愛媛県新居浜市宮原町 12 番 21 号	愛媛県新居浜市中筋町一丁目 6 番 4 号	平成21年 1月 13日

○愛媛県告示第 270 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870105008	有限会社コンシェルジュ	愛媛県松山市和田甲53番地 1	居宅介護支援	ケアプラザももたろう	愛媛県松山市和田甲 53 番地 1	愛媛県松山市高浜町一丁目乙 60 - 150	平成21年 1月 5日
3870501396	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市宮原町12番 21 号	居宅介護支援	ライフケア	愛媛県新居浜市宮原町 12 番 21 号	愛媛県新居浜市中筋町一丁目 6 番 4 号	平成21年 1月 13日

○愛媛県告示第 271 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870102427	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市南高井町18-1	介護予防通所介護	アシストジャパンデイサービスセンター 1 号館	愛媛県松山市久米窪田町1164-3	愛媛県松山市久米窪田町713-1	平成21年 1月 4日

3870104704	有限会社コンシェルジュ	愛媛県松山市和田甲53番地1	介護予防訪問介護	ヘルププラザももたろう	愛媛県松山市和田甲53番地1	愛媛県松山市高浜町一丁目乙60-150	平成21年1月5日
3870104712	有限会社コンシェルジュ	愛媛県松山市和田甲53番地1	介護予防通所介護	ケアスペースももたろう	愛媛県松山市和田甲53番地1	愛媛県松山市高浜町一丁目乙60-150	平成21年1月5日
3870600941	株式会社バリュースード	愛媛県西条市水見丙444番地1	介護予防福祉用具貸与	株式会社バリュースード	愛媛県西条市北条231番地1	愛媛県西条市大町1176-1	平成21年1月5日
3870600941	株式会社バリュースード	愛媛県西条市水見丙444番地1	特定介護予防福祉用具販売	株式会社バリュースード	愛媛県西条市北条231番地1	愛媛県西条市大町1176-1	平成21年1月5日
3870501388	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市宮原町12番21号	介護予防訪問介護	ライフケア	愛媛県新居浜市宮原町12番21号	愛媛県新居浜市中筋町一丁目6番4号	平成21年1月13日

○愛媛県告示第 272 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870106923	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	訪問介護	ヘルパーステーション高砂	愛媛県松山市高砂町二丁目3番1号	平成20年12月31日
3873900421	吉田興産有限公司	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	福祉用具貸与	介護福祉サービスさくら	愛媛県北宇和郡鬼北町内深田1067番地2	平成20年12月31日
3860190879	医療法人明星会	愛媛県松山市井門町462番地1	訪問看護	訪問看護ステーション明星	愛媛県松山市井門町462番地1	平成21年 1月20日
3810111025	医療法人中川病院	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	通所リハビリテーション	中川病院	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	平成21年 1月22日
3870103243	医療法人中川病院	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	訪問介護	訪問介護事業所なかがわ	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	平成21年 1月22日

○愛媛県告示第 273 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870106923	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション高砂	愛媛県松山市高砂町二丁目3番1号	平成20年12月31日
3860190879	医療法人明星会	愛媛県松山市井門町462番地1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション明星	愛媛県松山市井門町462番地1	平成21年 1月20日
3810111025	医療法人中川病院	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	介護予防通所リハビリテーション	中川病院	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	平成21年 1月22日
3870103243	医療法人中川病院	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	介護予防訪問介護	訪問介護事業所なかがわ	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	平成21年 1月22日

○愛媛県告示第 274 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型医療 施設の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810521413	清田 正夫	愛媛県新居浜市横水町 2 番51号	介護療養型医療施設	せいだ循環器科内科	愛媛県新居浜市横水町 2 番51号	平成20年12月31日

○愛媛県告示第 275 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、南宇和郡愛南町僧都、城辺、正木、増田及び中川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・南宇和地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年 3月 4日から 4月 1日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁及び一本松支所

○愛媛県告示第 276 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 3月 3日

波方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加戸 守行

松山市御宝町119番 1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市波方町波方字北ノ手甲2622番18から同2533番 5 を経て同2533番 6 に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の 1 点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と 1 点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D・L・+4.47メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙 482 番地の 1 国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経 132 度57分29秒8545の地点

- 1 点は、基点から真北 318 度34分03秒836 .82メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北 172 度21分54秒 12 .98メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北 169 度16分15秒5 .00メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北 165 度39分09秒 14 .11メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北 157 度28分06秒 18 .38メートルの地点

- 6 点は、5 点から真北 151 度16分29秒6 .76メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 147 度23分49秒 13 .18メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北 144 度25分53秒 11 .45メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 143 度14分44秒8 .38メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北 142 度04分27秒 20 .83メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北 140 度39分30秒 18 .91メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北 139 度34分43秒 10 .28メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北 138 度51分24秒6 .89メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北 138 度38分30秒6 .87メートルの地点
- 15 点は、14 点から真北 137 度29分47秒6 .85メートルの地点
- 16 点は、15 点から真北49度17分42秒5 .62メートルの地点
- 17 点は、16 点から真北 134 度29分56秒8 .29メートルの地点
- 18 点は、17 点から真北 134 度29分12秒 12 .77メートルの地点
- 19 点は、18 点から真北 134 度27分28秒6 .61メートルの地点
- 20 点は、19 点から真北 129 度40分58秒 19 .39メートルの地点
- 21 点は、20 点から真北 129 度43分15秒8 .82メートルの地点
- 22 点は、21 点から真北 127 度04分21秒 10 .91メートルの地点
- 23 点は、22 点から真北 127 度12分42秒 12 .05メートルの地点
- 24 点は、23 点から真北 127 度07分50秒8 .75メートルの地点
- 25 点は、24 点から真北 127 度10分15秒5 .66メートルの地点

(3) 面積

916 .05平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 8月23日 愛媛県指令16港第 878 号

4 しゅん功認可年月日

平成21年 3月 3日

○愛媛県告示第 277 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続を保留するので、併せて公告する。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画都市高速鉄道事業  
四国旅客鉄道株式会社 予讃線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目 4 番地 2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県松山市美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原

三丁目、空港通一丁目、雄郡二丁目、小栗町、小栗七丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目、市坪南二丁目及び市坪南三丁目地内

愛媛県伊予郡松前町大字中川原、大字出作、大字神崎及び大字鶴吉地内

愛媛県伊予市宮下、上野及び上三谷地内

(2) 使用の部分

なし

5 収用又は使用の手續を保留する事業地の範囲

愛媛県松山市辻町及び南江戸一丁目地内

○愛媛県告示第 278 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

7・7・4 松山駅北高架側道西線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目 4 番地 2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県松山市朝美二丁目、愛光町及び辻町地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 279 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

7・7・5 松山駅南高架側道西線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目 4 番地 2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

愛媛県松山市南江戸一丁目及び竹原三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 280 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	法界寺地区	平成21年 2 月19日

○愛媛県告示第 281 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津 2 番耕地858番地 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
"	佐 藤 勇	西予市明浜町依津 5 番耕地189番地10
"	高 岡 和 廣	西予市明浜町依津 3 番耕地172番地第 9
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜 1 番耕地208番地
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
"	大 津 晴 男	西予市明浜町狩浜 3 番耕地154番地
"	増 田 崇 康	西予市明浜町高山甲1488番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	松 本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第 4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津 1 番耕地448番地
"	山 口 重 徳	西予市明浜町渡江124番地 1
"	魚 田 庄次郎	西予市明浜町宮野浦甲1046番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	佐 藤 盛 義	西予市明浜町依津 2 番耕地481番地
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
"	佐 藤 勇	西予市明浜町依津 5 番耕地189番地10
"	安 藤 芳 夫	西予市明浜町依津 3 番耕地353番地第 1
"	清 水 利 明	西予市明浜町渡江123番地 1
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜 1 番耕地208番地
"	斉 藤 達 文	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1405番地
"	亀 井 秀 男	西予市明浜町狩浜 3 番耕地195番地 1
"	増 田 崇 康	西予市明浜町高山甲1488番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	松 本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地

"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第 4
"	魚 田 庄次郎	西予市明浜町宮野浦甲1046番地
"	平 野 武 男	西予市明浜町田之浜甲516番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地

監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津 1 番耕地448番地
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地

○愛媛県告示第 282 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4330番 2 から 同町三崎1848番まで	旧	メートル 6.6~24.1	キロメートル 0.310	
			新	13.0~41.6	0.310	

○愛媛県告示第 283 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4330番 2 から 同町三崎1848番まで	平成21年 3 月 3 日

○愛媛県告示第 284 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 3 月 3 日

南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 指定年月日及び番号

平成21年 2 月18日 20大土建（道）第 3 号

2 道路の位置

喜多郡内子町内子 885 番地

幅員 4.0メートル~ 5.0メートル

延長 73.32メートル

3 申請人の住所及び氏名

松山市土居町 747 4 201

STUDIO DAZED

代表 若松 浩司

4 図面省略

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成21年 3 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るも	1 級及び 2 級

のに限る。)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、木型製作、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。)、陶磁器製造(手ろくろ成形に係るものに限る。)、石材施工(石張り及び石積みに係るものに限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

造園、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械保全(機械系保全及び電気系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成21年6月8日(月)から9月13日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械保全(機械系保全及び電気系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級	平成21年7月26日(日)
造園、金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。)、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。)、とび、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)	1級及び2級	平成21年8月23日(日)
金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。)	3級	
機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ポプ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、木型製作、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。))及び商品装飾展示	1級及び2級	平成21年8月30日(日)
写真	1級、2級及び3級	平成21年9月2日(水)
鑄造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、放電加工、建築板金、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、陶磁器製造(手ろくろ成形に係るものに限る。)、石材施工(石張り及び石積みに係るものに限る。)、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、表装及びフラワー装飾	1級及び2級	平成21年9月6日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成21年4月2日(木)から15日(水)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地1 愛媛県三番町ビル内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示す

る。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職	種	等 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装		3 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装		基礎 1 級及び基礎 2 級
紙器・段ボール箱製造		基礎 2 級

注 3 級の試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成21年 4月 1日（水）から平成22年 3月31日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成21年 4月 1日（水）から平成22年 3月31日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地 1 愛媛県三番町ビル内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第 202 号）第13条の規定により、平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成21年 3月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成21年 7月 5日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成21年 9月13日（日）午前11時30分から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成21年 7月26日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成21年10月11日（日）午前11時30分から午後 4 時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み



インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成21年4月1日(水)午前10時から4月7日(火)午後4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaiec.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成21年4月13日(月)から4月17日(金)までの午前10時から午後4時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるものに限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内)

(イ) 提出先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内)

4 建築設計製図の課題

平成21年6月10日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15号)及び社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成21年8月25日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成21年9月8日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成21年12月3日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。

監 査 公 表

公表第6号

平成20年12月24日付けで、村田邦夫外1名から提出された措置請求について、次のとおり決定した。

平成21年3月3日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 田中 多佳子  
同 明比 昭 治

決 定 書

請求人 松山市 村田 邦 夫  
同 伊予郡松前町 西岡 祐 喜

平成20年12月24日付けで上記請求人らから提出された措置請求に

ついて、次のとおり決定する。

主 文

- 1 国賠訴訟の賠償金及び訴訟費用を執行責任者が県に返還するよう求める請求を棄却する。
- 2 請求人らのその余の請求を却下する。

第1 請求の趣旨

請求人らの「愛媛県職員措置請求書」(以下「請求書」という。)及び陳述の内容を総合すると、請求の趣旨は、次のとおりである。

1 請求1

愛媛県警A巡查部長(以下「巡查部長」という。)が、違法な配転により精神的苦痛を受けたとして争ってきた裁判の控訴審判決が高松高等裁判所にて出された。判決は松山地方裁判所の一審判決に続いて、配転を「明らかに社会通念上著しく妥当性を欠く」として、請求額満額である100万円の慰謝料の支払を命じた。この国賠訴訟の賠償金及び訴訟により費消された費用は、愛媛県、ひいては愛媛県民の損害であり、その損害の責は、配転及び控訴時にその責任者であった県警本部長や幹部、被告であった県のトップであり公金の最高執行責任者である知事にある。よってこれらの者に対して、国賠訴訟の賠償金及び裁判に要した法定の訴訟費用の支出相当額(及び支出日の翌日から支払済みに至るまでの法定利息を加えた)の金員を、各々の職分と当該損害発生に寄与した程度に応じて分担し、県に返還するよう必要な措置を講じることを求める(以下この請求を「請求1」という。)

2 請求2

また、愛媛県警察(以下「県警」という。)組織内部での公金の違法な処理である裏金づくりの実態を告発した公益通報者A氏に対して、このような不当かつ違法な「みせしめ」的配転を行ったことは、ひいては県民全体の損害に直接に繋がるものであり、また公益通報者保護を謳った「公益通報者保護法」や「国の行政機関の通報処理ガイドライン」の趣旨に反するものである。今後犯罪を告発し公益を守ろうとする者がこうした不当かつ違法な処遇を受けることのないように、県警及び県警を管理・監督すべき公安委員会、知事をはじめとする県の行政諸機関に対して、同法及び同ガイドラインを厳格に遵守し、公益通報者を確実に保護するよう認識を徹底するように勧告することを求める(以下この請求を「請求2」という。)

3 請求3

さらに、この違法配転の原因であり最も重大で深刻な問題である県警の裏金作りとその存在について、その疑惑がますます深まっている状況下において、監査委員はその職責と権限において捜査報償費等の違法な執行を停止するよう勧告することを求める。その上で、如何に公金が違法に詐取、横領されているのかその実態を解明し、今後公金である県民の財産が違法な行為によって損害を被らないため、県警内部の組織改革と再発防止体制を確立するための措置を講じるよう勧告することを求める。

また、県警を管理・監督するべく設定されているが、その機能を果たせていない県公安委員会の県警からの完全な独立性を確保し、毅然とした態度で県警を管理指導するために必要な公安委員会の組織改革と、そのために必要な条例の改正や予算措置等、公安委員会の体質改善に資するあらゆる措置を講じるように勧告することを求める(以下この請求を「請求3」とい

う。 )。

## 第2 請求の受理

本件請求は、平成20年12月24日に受付し、審査を行った結果、請求1について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求の要件を具備しているものと認められたので、平成21年1月13日これを受理した。

なお、請求2及び請求3については、後述のとおり、それぞれ当該請求が前記要件を具備しているものとは認められず、不適法な請求であると判断した。

## 第3 監査の実施

前記第2の判断に基づき、本件請求においては、請求1について監査を実施した。

請求書及び陳述の内容を総合すると、請求1の主旨は、確定判決に基づき支払った賠償金及び当該訴訟に費消した費用について求償権の行使を求めるものであるため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に基づく求償権を行使しないことが違法又は不当であるかを中心に監査を実施した。

### 1 監査実施日

平成21年1月26日及び同月28日に予備監査並びに同年2月9日に委員監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の検証を行った。

### 2 監査対象機関

愛媛県警察本部（以下「警察本部」という。）及び愛媛県総務部管理同人事課（以下「人事課」という。）を対象に監査した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実

警察本部及び人事課を監査した結果、次の事実が認められた。

#### (1) 請求の契機となった判決

平成20年9月30日、高松高等裁判所において、平成19年（ネ）第312号損害賠償請求控訴事件（以下「控訴審」という。）について、本件控訴を棄却する、控訴費用は控訴人の負担とする旨の判決が言い渡され、確定した。

#### ア 損害賠償請求事件の概要

警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊に所属していた巡査部長が、捜査費等不正支出問題について記者会見を行った後、上司である地域課長（以下「B地域課長」という。）は、巡査部長のけん銃保管を地域課次長に命じ（以下「本件けん銃保管」という。）、後日、地域課鉄道警察隊から地域課通信指令室に課内配置換えする辞令を交付した（以下「本件配置換え」という。）。

巡査部長は、本件配置換え等により精神的苦痛を被ったとして、愛媛県を被告として慰謝料を請求する国家賠償請求の訴え（松山地方裁判所平成17年（ワ）第68号損害賠償請求事件。以下「第一審」という。）を提起し、後に勤労手当の減額を請求原因に追加した。

松山地方裁判所は、原告の請求を認容する判決を言い渡したため、愛媛県はこれを不服として高松高等裁判所に控訴したが、同裁判所は、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した。

以下に本件の経緯を時系列に示す（本項においては、年号、年月日の表記を省略した。）。

（経緯）

- 17.1.20 巡査部長が記者会見  
B地域課長がけん銃保管
- 17.1.24 生活安全部長が巡査部長に配置換えを内示
- 17.1.26 警務課長が通信指令室企画係新設の訓令を専決
- 17.1.27 B地域課長が巡査部長に通信指令室への異動を命じる辞令を交付
- 17.2.10 巡査部長が第一審を提訴
- 17.2.23 巡査部長が県人事委員会に不服申立て
- 17.4.1 地域課長が交替（前鬼北警察署長）
- 17.4.18 巡査部長のけん銃の保管方法を他の通信指令室員と同様の方法に変更
- 17.6.10 県警が巡査部長の記者会見における発言内容についての調査結果を公表
- 17.6.30 県警が巡査部長に平成17年6月期の勤労手当を支給（勤務成績を「C下」と評定）
- 17.12.9 県警が巡査部長に平成17年12月期の勤労手当を支給（勤務成績を「C下」と評定）
- 18.2.3 巡査部長が勤労手当の減額を第一審の請求原因に追加
- 18.6.6 県人事委員会が不服申立てを裁決（配置転換処分を取り消す。）
- 19.9.11 第一審判決（巡査部長の請求を認容）
- 19.9.21 県議会で控訴議案を議決
- 19.9.25 県が控訴
- 20.9.30 控訴審判決（県の控訴を棄却）
- 20.10.6 県警が上告断念を公表
- 20.10.15 控訴審判決が確定
- 20.10.21 県が慰謝料100万円を供託
- 21.1.21 県が巡査部長の勤労手当に係る勤務評定を変更し、差額を支給

## イ 裁判所の判断

訴訟において争われた各争点に関して高松高等裁判所が下した判断（確定審）は、あらまし次のとおりである。

争点1 記者会見妨害行為の存否及び違法か否かについて

B地域課長は、被控訴人の監督者たる上司の立場から、部下である被控訴人の記者会見に関する風評を入手した際、その真偽を確認するために会見の内容について問いを發したことは適法な行為というべきであり、直ちに表現の自由の侵害や公務員の告発義務の妨害あるいは公益通報者保護法の趣旨違反にはならない。

争点2 本件けん銃保管が違法か否かについて

当時の被控訴人については、精神的にいささか不安定と判断されてもやむを得ない言動があったものと認められ、けん銃規範第18条第2項第4号に該当する事由があったものというべきであるから、けん銃の管理責任者であるB地域課長の本件けん銃保管の判断は相当であり、その裁量権の範囲を逸脱ないし濫用したものとはいえない。

争点3 本件配置換えが違法か否かについて

本件配置換えは、記者会見に端を發して実施されたものというほかなく、配置換えの権限者であるB地域課長

があえて本件配置換えに及んだ意図は、記者会見に至る経緯やその内容等に照らすと、捜査費等不正支出問題に対する県警側の組織的対応とは別の行動をとった被控訴人に対する嫌がらせないし見せしめのためと推認される所であり、明らかに社会通念上著しく妥当性を欠き違法である。

#### 争点4 勤勉手当減額が違法か否かについて

通常、業務懈怠の場合にあってしかるべき被控訴人に対する注意や処分もなされた形跡はなく、本件配置換え自体が違法であり、被控訴人の意に反している上に、新部署は被控訴人が適任とは考え難いことに加えて、被控訴人が本件訴訟を提起し、県人事委員会に不服申立てをしていた経緯のほか、被控訴人が県警に対して勤務成績の評定に関する評価の説明を求めても何ら回答がなかったことなどをも併せて考慮すると、被控訴人の成績の評定を下げることは、社会通念上著しく不合理というべきであり、勤勉手当の減額は違法というべきである。

#### 争点5 損害額について

本件配置換えの内容やこれに至る経緯、特に職務上ないし人事上の必要性や合理性とは全く無関係に、記者会見に端を発して実施され、それが捜査費等不正支出問題に対する県警側の組織的対応とは別の行動をとった被控訴人に対する上司による嫌がらせないし見せしめと推認される事情のほか、その後の勤勉手当の減額、被控訴人の現職警察官としての立場、経歴等を併せ考慮すると、被控訴人の精神的苦痛は大きいものというべきであり、その慰謝料は100万円を下回らないものと認めるのが相当である。

なお、前記 から までの争点については、いずれも、警察本部長が指示をした事実を認めるに足りる証拠はない。

### (2) 愛媛県の支出状況

警察本部において、歳出予算執行整理簿、支出証書書類、旅行命令簿等を調査したところ、本件に関する賠償金及び訴訟費用の合計は4,411,550円であり、その支出状況は次のとおりであった。

#### ア 賠償金 1,000,000円

平成20年9月30日、資金前渡の方法により県指定代理人の警務部監察官室職員が1,000,000円を受領し、同年10月15日及び同月20日の両日、巡査部長に対し、警察本部において上記金員を渡そうとしたが、巡査部長が受領を拒否したため、民法（明治29年法律第89号）第494条に基づき、松山地方法務局に供託した。

#### イ 訴訟費用 3,411,550円

内訳は、第一審に要した費用が弁護士報酬、記録文書料、証人及び職員の旅費等で合計2,448,510円、控訴審に要した費用が弁護士報酬、訴訟手数料、代理人（弁護士及び職員）の旅費等で合計963,040円であり、平成17年3月29日から平成20年12月1日までの間に適期に支出されていたことを確認した。

また、控訴審判決において愛媛県の負担とされた訴訟費用は、監査日現在支出されていない。

### (3) 求償権行使の検討状況

#### ア 損害賠償審議会について

愛媛県においては、損害賠償に関する事務の適正化及び円滑化を図ることを目的に、損害賠償審議会（以下「審議会」という。）を設置し、公務執行中の職員が他人に損害を加えた場合の県の損害賠償の要否やその額、求償権の行使の決定等を審議しており、審議会の庶務は人事課において処理している。

#### イ 本件の審議会への付議状況

損害賠償審議会要綱第4条では、部局長は、所属職員が公務執行中他人に損害を加えた場合において、損害賠償を要すると認めるときは、直ちに審議会会長に通知し、会長は、速やかに審議会に付議することとされている。

したがって、損害賠償の要否について争いがあり、裁判等となった場合には、その結果いかんにかかわらず、審議会の付議対象とはならない。

このため、本件については、審議会の付議対象とはならず、求償権の行使についても付議されていない。

#### ウ 警察本部における求償権の検討状況

賠償金及び訴訟費用について、警察本部は求償権を行使すべき事案ではないと判断している。

以下に警察本部の見解のあらましを示す。

#### (ア) 賠償金について

控訴審判決で違法とされた本件配置換え及び勤勉手当の減額については、次のとおり、いずれも判断に故意又は重大な過失が認められないため、求償権は行使すべきではない。

##### a 本件配置換えについて

県警においては、万が一の事故やトラブルを回避する必要があると判断した場合には、所属長が、配置換えを含めた適切な措置を講じており、けん銃携帯を要する部署に勤務する警察官に対するけん銃保管措置を講じた場合には、けん銃携帯を要しない勤務形態に変更しているところ、本件配置換えは、B地域課長が、職務執行に伴う事故やトラブルの危険を回避する必要があるから、地域課内において、体制強化の必要があった通信指令室に配置換えしたもので、処遇上も特段の不利益を生じることはなく、むしろ、巡査部長が落ち着いた環境で仕事ができるように配慮して行った措置であるから、B地域課長に故意又は重大な過失は認められない。

##### b 勤勉手当の減額について

県警においては、割り当てられた職務、職務経験、職員の能力、勤務実績などを総合的に判断して勤務評定を行い、その評定に基づいて勤勉手当の額を決定しているところ、B地域課長の後任で勤勉手当の減額に係る勤務成績の評定を行った地域課長（以下「C地域課長」という。）は、本件配置換え前の勤務評定と比較して評価したものではなく、巡査部長の評定期間中における仕事ぶり、勤務実績、積極性を適正に評価したものであるから、C地域課長の勤務評定に故意又は重大な過失は認められず、また、当該勤務評定に従って勤勉手当を支給したことに故意又は重大な過失は認められない。

## (イ) 訴訟費用について

国家賠償法第1条第2項は、同条第1項により、国又は公共団体が被害者に損害の賠償をした場合において、故意又は重大な過失がある公務員に対して求償権を有することを規定したものであるから、同条第2項に基づき求償することができるのは、国又は公共団体が被害者に対して賠償した損害に限られると解されている（高松高裁平成19年5月24日判決、原審徳島地裁平成18年12月27日判決）ので、訴訟費用は、公務員個人に負担させるべきものではない。

## 2 監査委員の判断

前項の事実に基づき、本件請求について次のとおり判断する。  
〔請求1について〕

## (1) 国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を行使しないことが違法又は不当であるとの点について

ア 請求書及び陳述の内容を総合すると、請求人らは、賠償金及び訴訟費用の支出は愛媛県の損害であり、損害に対する求償権は国家賠償法第1条第2項により保証されているから、求償権を行使しないことが違法に当たると主張する。

イ そこで、国家賠償法で定める求償権についてみると、「国家賠償法第1条第2項により公務員個人に求償することができるのは、被害者が被った損害に対する賠償額に止まるというべきであり、公共団体が、被害者からの国家賠償請求を争ったために要した費用は、それが公共団体にとって必要な費用であったとしても、被害者の被った損害ではないから、同条項による求償の対象とはならない」とされており（浦和地裁平成8年6月24日判決ほか同旨判例多数）、賠償金額に含まれない訴訟費用を加害公務員に対して求償することはできない。

ウ また、賠償金について求償権を行使しないことが違法又は不当であるかについて検討すると、国家賠償法第1条第2項の求償権の行使が認められるための要件は、国又は公共団体が被害者に対し、現実に損害賠償金を支払ったこと、加害公務員に故意又は重大な過失があることの2点であり、ここにいう「重大な過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないで、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」（最高裁昭和32年7月9日第三小法廷判決）とされている。

エ 本件については、県警は賠償金100万円を既に供託しており、要件を具備しているのは明らかであるので、要件について検討すると、賠償金100万円の認定要素が具体的に何であるかについては必ずしも明確ではないが、控訴審判決において、故意又は過失により違法とされたのは、巡查部長に係る「配置換え」及び「勤勉手当の減額」であるから、求償権行使の要否についてこの2点を検討の対象とする。

## (7) 配置換えについて

控訴審判決は、本件配置換えについて、「被控訴人に対する嫌がらせないし見せしめのためと推認される」として、違法と判断している。

一方、求償関係における公務員の故意又は重大な過失

については、公共団体の機関とこれに所属する職員等個人とのいわば組織内部的なものであり、被害者に対する関係のものとは必ずしも同じではないから、国・公共団体と被害者との間の訴訟において、国・公共団体側に損害賠償の責が認定されたとしても、求償権の行使については、国・公共団体は、裁判の結果に拘束されることなく、公務員に故意又は重大な過失があったことを立証しなければならないとされている。

これを本件配置換えについてみると、控訴審判決等において、配置換えの時期、配属先等、人事処分の内容について違法性が認定されているものの、けん銃保管措置が講じられたことに伴う不可避な措置として本件配置換えを行わざるを得なかった、とB地域課長が主張していたことなどを総合的に判断すると、違法性を認識し又はそれに近い著しい注意欠如の状態があったとまではいうことはできず、したがって、求償権を行使しうるほどの故意又は重大な過失があったとは断定できない。

なお、本件配置換えの権限者はB地域課長であるので、県警本部長らその他の者の故意又は過失について検討する必要はないものと考えられる。

## (イ) 勤勉手当の減額について

控訴審判決は、勤務成績の評定を下げたことは社会通念上著しく不合理であり、これに伴う勤勉手当の減額も違法であると判断している。

勤勉手当の支給に係る勤務成績の評定は、判決にも示されているとおり、評定期間中に職員に割り当てられた職務を遂行する上でどの程度の成績をあげたかなどに基づいて判定するものであり、割り当てられた職務、職務経験、職員の能力、勤務実績などを総合的に考慮してなされる専門的な判断であるから、評定権者の広範な裁量権が認められているものである。

したがって、評定内容の当否について、違法だとする判示があったとしても、そのことをもって、直ちに当時の評定に故意又は重大な過失があったとまではいえるものではなく、むしろ評定に故意又は重大な過失があるかを検討するに当たっては、評定権者が評定に当たって個人的利害や感情など勤務成績に基づかない恣意的評定がなされたような事実が認められるかどうかにより判断すべきであると考えられる。

この点についてみると、C地域課長は、平成16年12月から平成17年3月までの期間について、B地域課長の評定を引き継いだ上で、最終的な評定決定を行っているものであり、その際、記者会見及び配置換え当時は鬼北警察署長であったC地域課長が、恣意等に基づいた人事評価を行うべき事情は認められず、また、評定理由等をも、勤務成績に基づかない恣意的な内容も見受けられないことから、C地域課長に故意又は重大な過失があったとは断定できない。

なお、勤務成績の評定権者はC地域課長であるので、配置換え同様、県警本部長らその他の者の故意又は過失について検討する必要はないものと考えられる。

オ よって、B地域課長及びC地域課長に故意又は重大な過失があったとまでは認めることができず、賠償金について

求償権を行使しないことは違法又は不当であるとはいえない。

(2) 賠償金及び訴訟費用の支出が違法又は不当であるとの点について

請求人らは、本件請求において、原因となる先の違法行為によって生じた財務会計行為もまた違法であるから、賠償金及び訴訟費用の支出自体も違法な支出である（「違法性の承継」）と主張している。

仮に、この主張に理由があるとすれば、賠償金等の支出そのものの根拠が否定されることによって、請求人らが請求の対象とする本件求償権は発生し得ないものであるが、求償権行使の源泉にかかわる論点提起であるので、見解を示しておく。

ア 請求人らは、賠償金及び訴訟費用の支出を違法とする根拠として、昭和60年の最高裁判決を引用し、「公金の支出が違法となるのは、単にその支出自体が直接法令に違反する場合だけでなく、その支出の原因となる行為が法令に違反し許されない場合の支出もまた違法となる」（最高裁昭和60年9月12日第一小法廷判決）のであるから、確定判決により違法とされた配置換えないし勤勉手当の減額を原因として支出された賠償金及び訴訟費用も違法な支出であると主張する。

イ しかしながら、この点については、財務会計上の行為の原因となる行為の違法によって当該財務会計上の行為が違法となるには、少なくとも、当該原因行為が当該財務会計上の行為を適法に行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係があることを要する（東京高裁平成4年11月30日判決）と解されている。

ウ そこで、これを本件請求についてみると、当該賠償金は、本件配置換えないし勤勉手当の減額を違法と判断されたことに起因するものではあるが、直接的には支払を命ずる確定判決に基づき支出されたものであり、本件配置換え等が支出の直接の原因となる関係にあるものではない。

よって、確定判決により支払を命ぜられた賠償金の支出が違法でないことは自明というべきである。

エ 次に、訴訟費用についてみると、第一審に要した費用は、提訴に対して応訴したことにより生じたものであり、また、控訴審に要した費用は、第一審の結果を受け、県の主張が認められなかった部分について、改めてその是非を問うため控訴したことから必要となったものである。

つまり、訴訟費用の支出の直接の原因は、応訴ないし控訴したことによるものであり、本件配置換え等が原因となるものではない。（なお、請求人らは、陳述において、返還を求めている訴訟費用とは、法定訴訟費用をいい、弁護士費用等は含まないとしている。）

オ 以上のとおり、賠償金及び訴訟費用の支出に関して、請求人らが主張する、いわゆる「違法性の承継」に当たる違法性は認められないと判断する。

なお、前記第3に記述した監査において、支出負担行為書等関係帳票を検証するとともに、職員から聴き取り調査を行った結果、賠償金、訴訟費用とも、その支出時期、支出手続において、適正に執行されていることを確認してい

る。

〔請求2について〕

請求人らは、公金の違法処理が行われているとして告発を行った巡査部長に対する県警の対応が「公益通報者保護法」や「国の行政機関の通報処理ガイドライン」の趣旨に反していると主張し、今後犯罪を告発し公益を守ろうとする者がこうした処遇を受けることのないよう、関係諸機関に対し、認識の徹底を求めている。

しかしながら、住民監査請求の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為（すなわち、公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担）又は一定の怠る事実（すなわち、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実）に限られており、請求2で請求人らが摘示する配置換えの事実は、法第242条第1項で定める財務会計上の行為又は怠る事実に当たるとは認められない。

〔請求3について〕

請求人らは、捜査報償費等の違法な執行を停止し、その上で県警内部の組織改革と再発防止体制の確立及び県公安委員会の組織改革と同委員会の体質改善に資する措置を講じるよう求めている。

住民監査請求については、請求に当たり、違法又は不当であるとする財務会計上の行為又は怠る事実を具体的かつ客観的に示すこととされているところ、請求人らが請求書及び陳述において提出した書面には、これまでの県警による調査や特別監査の経緯、捜査報償費の執行率の推移、旅費に関する巡査部長の指摘、他県の状況等が記載されているが、これらの記述には、県警における捜査報償費等の県費の執行について、違法又は不当とする事実及び根拠が具体的かつ客観的に示されていない。

なお、これに関して、請求人らは、陳述書において最高裁判決（平成16年11月25日第一小法廷判決）を引用し、「住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。」と主張する。

しかしながら、当該判決は、ある県が複数年度につき特定の費目に該当する費用の支出について個々の支出ごとに調査を行い、その結果として不適切な支出の合計額を公表したという事実関係の下で、当該不適切とされた支出を対象となされた住民監査請求に関して判示されたものであり、その前提において、本件請求とは異なるものであるから、判旨をそのまま採用することはできず、むしろ、当該判決が「以上と異なる趣旨をいうものではない」として引用している最高裁判決（平成2年6月5日第三小法廷判決）が判示するように、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足り

るというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示する」ことを要するというべきである。

よって、請求3については、法第242条に定める住民監査請求の要件を具備しているとは認められない。

#### 第5 結論

以上のとおり、本件請求のうち、請求1については、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を行使しないことについて、違法又は不当であるとは認められない。

したがって、県警本部長や県警幹部及び知事に対して、賠償金及び訴訟費用に係る支出相当額を県に返還する措置を講じるよう求める請求人らの請求は、理由がない。

また、請求2及び請求3については、法に定める住民監査請求の要件を具備しているものとは認められず、この部分については不適法な請求であると判断する。

よって、主文のとおり決定する。

#### 第6 付記

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

1 今回の損害賠償請求事件の提訴に伴う賠償金及び訴訟費用の支出については、結果的に公金、いわば県民の税金が使われたことは事実である。

県公安委員会及び県警においては、今回の訴訟の発端となった配置換えなど一連の措置・対応を十分検証し、今後不要な公金の支出を招くことのないよう十分配慮するとともに、広く県民の理解と信頼が得られるよう努められたい。

2 また、本件のように、判決等に基づき損害賠償を行った場合、求償権を行使するかどうかの判断を各所属が行っているが、今後、求償すべき事例が生じることも想定されるので、求償権行使の要否をより客観的に判断するため、審議会に発議機能を付与するなど、運用体制の整備が図られることを期待する。

平成21年2月19日

愛媛県監査委員	壺内 紘光
同	白石 友一
同	田中 多佳子
同	明比 昭治